

平成29年度 NPO支援専門家派遣による個別団体支援事業 実施要領

1. 趣旨

NPO法人等が、新しい公共の担い手としての役割を果たしていけるよう、法人の設立等に関する事務、組織運営、会計事務、広報、さらに多様な主体との協働推進事業等、様々な分野において専門的な支援を行うため、各分野における専門家を派遣し、NPO法人等の運営支援を行います。

2. 事業の概要

①個別訪問支援：派遣回数・時間：1団体につき2回までで最長2時間

※専門家の判断で回数・時間の延長も可

※予算の上限（合計40時間）になり次第派遣終了

②専門家派遣の分野と内容

団体運営における課題に対する様々な相談内容により、各分野の専門家及びサポーター等に依頼します。

▽司法書士：法務局への登記手続き

・代表者の変更、定款変更など

※資産変更及び役員変更など定期的なものは対象外となる場合もあります。

▽行政書士：行政機関への手続き

・NPO法人設立に関すること

・定款変更に関すること など

※事業報告書など書類作成は致しません。

▽税理士：NPO法人の会計業務

・収益事業を行っている法人の税務に関すること

・活動計算書の作成に関すること など

※決算書など書類作成は致しません。

▽ICT：パソコンに関すること

・ホームページの作成に関すること

・インターネットを活用した広報に関すること など

▽マネジメント：NPO法人の運営

・法人運営を円滑にするための事業活動に関すること

・行政や企業との協働推進に関すること など

▽その他：必要に応じて可能な範囲で対応致します。

③総合相談：相談内容が似たケースが多い場合は総合相談窓口を開設し対応します。

3. 対象団体

県内のボランティア・市民活動団体、NPO法人、公益法人、住民組織、任意団体など

※前年度までに支援を受けている団体については、全く同じ内容での派遣申請は受け付けませんので、ご了承下さい。

4. 事業の実施期間 平成30年2月28日（水）まで

※但し、予算の上限（40時間）に達し次第終了となります。

5. 派遣に関わる手続から実施まで

- ① 申請 ・ 申請書（様式 29-1）を使用する。
※やまなし NPO 情報ネットからダウンロードできます。
<https://www.yamanashi-nponet.jp/>
・ 申込期限 平成 30 年 2 月 28 日（水）まで（随時受付）
・ 申込先 山梨県ボランティア・NPOセンター
- ② 調整 （1）山梨県ボランティア・NPOセンターが申請書を確認し専門家に派遣を依頼
※申請内容によって派遣しない場合もあります。
（2）支援を行う専門家を決定
※専門家の選定に 1 週間程度必要になります。
（3）申請団体と専門家で実施日時場所などを直接打合せ
※専門家の都合などがありますので、（2）から 2 週間以降の日程となります。
- ③ 派遣 ・ 調整を基に個別に派遣（最長 2 時間まで）
- ④ 報告 【申請団体】専門家の支援終了後、2 週間以内に報告書（様式 29-2）を山梨県ボランティア・NPOセンターに提出する。
【専門家等】派遣の都度、「NPO 支援専門家等派遣報告書」を作成し、山梨県ボランティア・NPOセンターへ提出する。

6. 経費の負担

申請団体 : 費用負担はなし
※専門家の派遣に関わる交通費・報償費は、山梨県ボランティア・NPOセンターが予算範囲内で支払います。
但し、資料作成や長期的な派遣を希望する場合には、直接専門家へ経費をお支払いしていただきます。

専門家 : 1 時間 5,000 円

※1 時間を超えた場合は、30 分単位とする。

※1 回の派遣で、同時刻に 2 名の専門家が対応した場合、折半とする。

例えば謝礼が 5,000 円の場合、各専門家に 2,500 円ずつ支払う。

※旅費は 1 キロメートルあたり 37 円（小数点以下切り捨て）を支給する。

7. 事業の実施主体及び問い合わせ・申請について

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会

山梨県ボランティア・NPOセンター

〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1 山梨県防災新館 1 階

TEL 055-224-2941

FAX 055-232-4087